

令和4年11月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和4年(ネ)第193号 損害賠償請求控訴事件(原審・広島地方裁判所三次支部

令和3年(ワ)第29号)

口頭弁論終結日 令和4年9月9日

判 決

広島県庄原市三日市町309

控 訴 人 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 控 訴 人 国

同代表者法務大臣 葉 梨 康 弘

同 指 定 代 理 人 青 山 耕 治

同 中 嶋 昌 浩

同 荒 谷 諭

同 南 和 之

同 竹 内 大 輔

同 吉 賀 あ ゆ み

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する令和3年9月16日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（以下、略語は原判決の例による。）

1 事案の要旨等

本件は、控訴人が、東京地方検察庁に送付した告訴状（本件告訴状）を検察官が控訴人に返戻した行為は違法であり、これによって控訴人が精神的苦痛を受けたとして、被控訴人に対し、国家賠償法（国賠法）1条1項に基づき、損害賠償金10万円（慰謝料の一部として9万9999円及び告訴手続に要した費用の一部として1円）及びこれに対する不法行為の日である令和3年9月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。また、控訴人は、被控訴人の答弁書の送達を受けた後である令和3年10月26日に原審に提出した訴えの変更申立書により、別件訴訟（広島地方裁判所三次支部平成30年（ワ）第19号）において、被控訴人が虚偽の事実を捏造して勝訴したことが控訴人に対する不法行為を構成するとの請求原因を追加する旨の訴えの変更の申立てをした（本件訴えの変更）ところ、被控訴人は、本件訴えの変更を許すべきではない旨を主張した。

原審が本件訴えの変更を許さず、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が本件控訴を提起した。なお、控訴人は、当審において、遅延損害金の利率を年5分から民法所定の年3分の割合に変更して請求を減縮し、被控訴人は、これに同意した。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決2頁21行目の「送付した（甲1ないし7）。」を「送付した。添付資料にはごみが焼却された場所及び日時に関する資料が含まれていたが、本件告訴状記載の「告訴（犯罪）事実」には焼却場所の詳細及び日時の明記はなかった。（甲1ないし7）」と改める。

3 当審における控訴人の補充主張

- (1) 本件告訴状では告訴事実の特定もされており、告訴制度の趣旨に照らし、検察官は本件告訴状を受理する義務を負っていた。
- (2) 廃掃法は一般的、包括的に環境破壊行為を禁止し、また、憲法13条は環境権を保障しているところ、公衆とは個人の集合であるから、個人も廃掃法違反の被害者に当たる。環境権の侵害を受けても、被害者として告訴できないというのは、社会通念に著しく反する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件訴えの変更は許されず、控訴人の請求を棄却するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおりである。

- 2 争点1（本件返戻行為は違法か）について

当裁判所の認定判断は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決7頁11行目の「原告」から12行目の「場合、」までを「上記(1)で判示したとおり、控訴人は不法焼却罪につき告訴権を有しないから、告訴権が侵害されたことを前提とする主張には理由がない。もっとも、本件告訴状を提出した行為は、刑訴法239条の告発に該当すると解されるから、その場合、」と改める。

- (2) 原判決8頁2行目の「捜査機関が告発」を「東京地方検察庁が本件告訴状」と改める。

- (3) 原判決8頁4行目の末尾に次のように加える。

「なお、この理は、控訴人が告訴権者に当たるとしても同様であって、控訴人が有する利益は法律上保護された利益ではない。」

- 3 争点2（本件訴えの変更は許されるか）について

当裁判所の判断は、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 4 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 前記第2の3(1)の補充主張について

上記2の認定判断のとおり、東京地方検察庁の検察官が本件告訴状を受理しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえない。控訴人の補充主張は、この判断を左右しない。

(2) 前記第2の3(2)の補充主張について

控訴人が不法焼却罪の告訴権者に当たらないことは上記2の認定判断のとおりであって、控訴人の補充主張は採用できない。

5 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官

小 池 明 善

裁判官

光 岡 弘 志

裁判官

若 松 光 晴

これは正本である。

令和4年11月11日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 下郷裕之

